

令和7年3月豊橋市議会定例会

○ 提出事件

予 算 案 1 4 件 (うち補正3件)

条 例 案 3 0 件

単 行 案 8 件

報 告 2 件

以 上 5 4 件

3月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第18号 豊橋市職員定数条例の一部を改正する条例

(人事課)

職員定数の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

区 分	改正後	改正前	増減
議会の事務部局の職員	15人	15人	0人
市長の事務部局の職員	3,189人	3,136人	53人
水道事業及び下水道事業管理者の事務部局の職員	184人	184人	0人
選挙管理委員会の事務部局の職員	5人	5人	0人
監査委員の事務部局の職員	8人	9人	▲1人
公平委員会の事務部局の職員	3人	3人	0人
農業委員会の事務部局の職員	18人	17人	1人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	208人	209人	▲1人
消防の事務部局の職員	349人	347人	2人
職員定数	3,979人	3,925人	54人

(令和7年4月1日から施行)

議案第19号 豊橋市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

会計年度任用職員の再度の任用時の宣誓の手続を簡略化するため、現行条例の一部を改正するもの

- 同一の会計年度任用職員につき再度の任用を行った場合に、先の任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったものとみなすこととする

(令和7年4月1日から施行)

議案第20号 豊橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

人事院勧告を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現する等のため、現行条例の一部を改正するもの

1 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大

職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、現行の3歳未満の子から小学校就学前の子に拡大する。

2 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等

(1) 親族等の介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員及び40歳に達する職員に対する措置

- ・介護両立支援制度に関する個別の周知、面談等の実施

(2) その他勤務環境の整備等

- ・職員に対する介護両立支援制度に関する研修の実施
- ・介護両立支援制度に関する相談体制、勤務環境の整備

(令和7年4月1日から施行)

議案第21号 豊橋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号。令和6年5月31日公布）による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、条例で引用する条項が繰り下げられたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和7年4月1日から施行)

議案第22号 豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 豊橋市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号 豊橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号 豊橋市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第26号 豊橋市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第27号 豊橋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

1 給料表の見直し

(1) 給与制度のアップデートに基づく新給料表への切替え

人事院勧告を踏まえ、全ての給料表について、人材確保や組織パフォーマンス向上の観点から、職務や職責をより重視した給料体系とする。

ア 行政職給料表

区 分	内 容
中級主事～課長級 (3級～7級)	各級の初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額まで引き上げる。
次長級・部長級 (8級・9級)	各級の初号の給料月額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間での給料月額の重なりを解消するとともに、現行の号給を大きくくり化する。

イ 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に前記アに相当する見直しを行う。

2 一般職及び会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の平準化

(1) 令和7年度以降の期末手当・勤勉手当の支給率

区 分		現 行	改 定	増 減
6 月 期	期末手当	1.225月(0.6875月)	1.25月(0.70月)	0.025月(0.0125月)
	勤勉手当	1.025月(0.4875月)	1.05月(0.50月)	0.025月(0.0125月)
12月 期	期末手当	1.275月(0.7125月)	1.25月(0.70月)	▲0.025月(▲0.0125月)
	勤勉手当	1.075月(0.5125月)	1.05月(0.50月)	▲0.025月(▲0.0125月)
年 間	期末手当	2.500月(1.4000月)	2.50月(1.40月)	0.000月(0.0000月)
	勤勉手当	2.100月(1.0000月)	2.10月(1.00月)	0.000月(0.0000月)
	合 計	4.600月(2.4000月)	4.60月(2.40月)	0.000月(0.0000月)

※括弧は、再任用職員

3 特別職の期末手当の支給率の平準化

(1) 令和7年度以降の期末手当の支給率

区 分	現 行	改 定	増 減
6 月 期	1.700月	1.725月	0.025月
12月 期	1.750月	1.725月	▲0.025月
年間合計	3.450月	3.450月	0.000月

4 特定任期付職員の勤勉手当の支給及び期末手当の支給率の平準化

(1) 令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給率

令和7年度から、特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給する。

支給率については、従来の期末手当の支給率を基礎に平準化を行う。

区 分		現 行	改 定	増 減
6 月 期	期末手当	1.700月	0.950月	▲0.75月
	勤勉手当	—	0.775月	皆増
12月 期	期末手当	1.750月	0.950月	▲0.80月
	勤勉手当	—	0.775月	皆増
年 間	期末手当	3.450月	1.900月	▲1.55月
	勤勉手当	—	1.550月	皆増
	合 計	3.450月	3.450月	0.00月

5 扶養手当の見直し

配偶者の働き方等に係る社会状況の変化や少子化に対応するため、配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当額を段階的に引き上げる。

年 度	区分	行政職7級以下	8 級	9 級
令和6年度	配偶者	6,500円	3,500円	0円
	子	10,000円		

令和7年度	配偶者	3,000円	0円
	子	11,500円	
令和8年度	配偶者	0円	
	子	13,000円	

行政職給料表以外の給料表適用者についても、行政職給料表との均衡を基本に上表に相当する見直しを行う。

6 地域手当の引上げ

公務としての近似性・類似性を重視して、国家公務員の支給割合等を基本として地域手当を引き上げる。

(1) 一般職の地域手当

医療職給料表(一)適用者を除き、地域手当(現行100分の3)を100分の8とし、段階的に引き上げる。令和7年度は、100分の6とする。

(2) 地域手当引上げによる影響額(一般職・令和7年度)

一般会計	特別会計	企業会計	合計
約3億1,200万円	約1,500万円	約1億8,400万円	約5億1,100万円

7 通勤手当の引上げ及び単身赴任手当の見直し

人材確保や人事異動の円滑化等を図る観点から、通勤手当の支給月額を55,000円から150,000円に引き上げるとともに、単身赴任手当の支給範囲を新規採用職員へ拡大する。

8 管理職員特別勤務手当の見直し

災害への対処等の臨時、緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合、当該勤務の手当支給対象時間帯を拡大する。

区分	現行	改定
支給対象時間帯	(平日)午前0時から午前5時までの間	(平日)午後10時から翌日の午前5時までの間

9 実施時期 令和7年4月1日

議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(行政課・各条例所管課)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。令和4年6月17日公布）による刑法の一部改正により、拘禁刑が創設されたことに伴い、関係条例について必要な整理をするため、現行条例の一部を改正するもの

- 1 「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの
 - (1) 豊橋市職員の給与に関する条例
 - (2) 豊橋市職員共済組合条例
 - (3) 豊橋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
 - (4) 豊橋市職員の退職手当に関する条例
- 2 「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの
 - (1) 豊橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
 - (2) 豊橋市屋外広告物条例
 - (3) 豊橋市情報公開・個人情報保護審査会条例
 - (4) 豊橋市行政不服審査会条例
 - (5) 豊橋市個人情報の保護に関する法律施行条例
 - (6) 豊橋市議会の個人情報の保護に関する条例
- 3 「懲役又は禁錮の刑」等を「拘禁刑」に改めるもの
 - (1) 豊橋市吏員退隠料退職給与金遺族扶助料条例
 - (2) 豊橋市吏員退隠料退職給与金遺族扶助料条例の一部を改正する条例

(令和7年6月1日から施行)

議案第29号 豊橋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(「文化のまち」づくり課・こども若者総合相談支援センター・人事課)
非常勤特別職の報酬を新設し、及び廃止するため、現行条例の一部を改正するもの

○ 新設する非常勤特別職及び報酬額

新設する非常勤特別職	報酬額	新設する理由
児童相談所設置等検討会議委員	日額 12,500円	児童相談所の設置に向けた児童相談体制及び児童虐待防止のあり方について、外部有識者の視点から意見及び助言を求め、より効果的で、より公平性の高い児童相談所設置等の計画を策定するため

○ 廃止する非常勤特別職及び報酬額

廃止する非常勤特別職	報酬額	廃止する理由
郷土関係出版物選考委員会委員	日額 10,000円	郷土関係出版物に関する補助金を廃止するため

(令和7年4月1日から施行)

旅費の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○ 移動、宿泊及び赴任に係る旅費

区分	改正後	改正前
移動に係る旅費	国内の鉄道賃の特急料金は、距離規定（片道100km以上）を廃止し、実態に応じて支給する。	特急料金は、片道100キロメートル以上の旅行及び公務上の必要その他やむを得ない事情により、特別急行列車を利用して旅行する必要があると市長が認める旅行に限り支給する。
宿泊に係る旅費	宿泊費（都道府県ごとの上限付き実費支給）及び夕朝食代の掛かりまし費用として宿泊手当（一夜につき定額1,600円）を支給する。	宿泊料（夕朝食代相当額を含む。）の定額（市長等15,000円、その他：12,000円）を限度として、当該必要額を支給する。
赴任に係る旅費	実費支給方式とする。	定額支給方式とする。

(令和7年4月1日から施行)

議案第31号 豊橋市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(人事課)

退職手当の適正化を図るほか、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 退職手当の適正化

異動等により給料月額が減額される場合に、減額前の額を退職手当に算入する特例を複数回の減額の場合にも適用できることとするもの

2 規定の整備

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第72号。令和6年12月25日公布)の施行により、条例で引用する法の項が繰り上げられたことに伴い、規定の整備をするもの

(令和7年4月1日から施行)

議案第32号 豊橋市特別会計条例の一部を改正する条例

(財政課・区画整理課)

豊橋牟呂坂津土地区画整理事業における換地清算事業の開始に伴い、土地区画整理換地清算費特別会計を設置するため、現行条例の一部を改正するもの

(令和7年4月1日から施行)

議案第33号 豊橋市市税条例等の一部を改正する条例

(市民税課・行政課・議事課)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。令和6年6月7日公布）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条例で引用する法の条が繰り下げられたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

○ 関係条例

- ・豊橋市市税条例
- ・豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
- ・豊橋市議会の個人情報保護に関する条例

(令和7年4月1日から施行)

議案第34号 豊橋市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(生涯学習課)

高師台生涯学習センターの改修に伴い、館内の室名を変更するため、現行条例の一部を改正するもの

○ 室名の変更

改正後	改正前
第1多目的室	第1和室
第2多目的室	第2和室

(規則で定める日から施行)

議案第35号 豊橋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

(保育課)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号。令和6年6月12日公布)による子ども・子育て支援法の一部改正により、条例で引用する法の項が削除されたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和7年4月1日から施行)

議案第36号 豊橋市保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(保育課)

新吉保育園の移転に伴い、保育所の名称及び位置を規定するため、現行条例の一部を改正するもの

○ 移転する保育園

	名 称	位 置
移転後	つつじが丘保育園	豊橋市佐藤五丁目16番地の2
移転前	新吉保育園	豊橋市新吉町1番地の2

(令和7年4月1日から施行)

議案第37号 豊橋市母子父子福祉手当支給条例の一部を改正する条例

(子育て支援課)

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号。令和6年7月31日公布)による児童扶養手当法施行令の一部改正により、条例で引用する政令の項が繰り上げられたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(公布の日から施行)

議案第38号 豊橋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(生活衛生課)

公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正により、条例で引用する用語が変更されたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

○ 条例で引用する用語の変更に伴う規定の整備

改正後	改正前
大腸菌	大腸菌群

(令和7年4月1日から施行)

(国保年金課)

国民健康保険財政の健全な運営及び国民健康保険税の負担の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

1 税率の改定

区 分		税 率	
		改 正 後	改 正 前
基礎課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の7.27	基礎控除後の総所得金額等の 100分の6.69
	被保険者均等割額	被保険者1人について 24,300円	被保険者1人について 21,600円
	世帯別平等割額 ()内上段は、特定世帯 下段は、特定継続世帯	据置き	1世帯について 23,400円 (11,700円) (17,550円)
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.88	基礎控除後の総所得金額等の 100分の3.03
	被保険者均等割額	据置き	被保険者1人について 9,600円
	世帯別平等割額 ()内上段は、特定世帯 下段は、特定継続世帯	1世帯について 9,300円 (4,650円) (6,975円)	1世帯について 10,200円 (5,100円) (7,650円)
介護納付金課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.53	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.40
	被保険者均等割額	被保険者1人について 9,900円	被保険者1人について 9,300円
	世帯別平等割額	1世帯について 6,900円	1世帯について 7,500円

※ 特定同一世帯所属者（国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行後、継続して同じ世帯に属する者）が属する世帯で国民健康保険の加入者が1人のみである世帯のうち、1年目から5年間を特定世帯といい、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の2分の1が減額され、6年目から3年間を特定継続世帯といい、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の4分の1が減額される。

2 国民健康保険税の軽減金額の改定

<低所得世帯>

軽減割合		軽 減 金 額					
		基礎課税額		後期高齢者 支援金等課税額		介護納付金課税額	
		被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平 等割額 1世帯に ついて ()内上段 は特定世 帯、下段は 特定継続 世帯	被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平 等割額 1世帯に ついて ()内上段 は特定世 帯、下段は 特定継続 世帯	被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平 等割額 1世帯に ついて
7 割	改正後	17,010円	据置き	据置き	6,510円 (3,255円) (4,883円)	6,930円	4,830円
	改正前	15,120円	16,380円 (8,190円) (12,285円)	6,720円	7,140円 (3,570円) (5,355円)	6,510円	5,250円
5 割	改正後	12,150円	据置き	据置き	4,650円 (2,325円) (3,488円)	4,950円	3,450円
	改正前	10,800円	11,700円 (5,850円) (8,775円)	4,800円	5,100円 (2,550円) (3,825円)	4,650円	3,750円
2 割	改正後	4,860円	据置き	据置き	1,860円 (930円) (1,395円)	1,980円	1,380円
	改正前	4,320円	4,680円 (2,340円) (3,510円)	1,920円	2,040円 (1,020円) (1,530円)	1,860円	1,500円

<未就学児>

低所得世帯 軽減割合区分 ()内は軽減割合	軽 減 金 額			
	基礎課税額 被保険者均等割額		後期高齢者支援金等課税額 被保険者均等割額	
	改正後	改正前	改正後	改正前
7割 (1.5割)	3,645円	3,240円	据置き	1,440円
5割 (2.5割)	6,075円	5,400円	据置き	2,400円
2割 (4割)	9,720円	8,640円	据置き	3,840円
非該当 (5割)	12,150円	10,800円	据置き	4,800円

3 適用時期

令和7年度分の国民健康保険税から適用

議案第40号 豊橋市漁港管理条例の一部を改正する条例

(農業支援課)

漁港施設用地に係る占用料の額の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○ 占用料の変更

区分			単位	占用料 (単位円)	
				改正後	改正前
柱類を設置する場合	電柱	第1種電柱	1本1年につき	930	890
		第3種電柱	1本1年につき	1,900	1,800
	その他の柱類		1本1年につき	83	79

(令和7年4月1日から施行)

議案第41号 豊橋市道路占用料条例の一部を改正する条例

(土木管理課)

道路法施行令の一部改正(令和4年政令第378号。令和4年12月14日公布)に伴い、道路占用料の額の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○ 占用料の変更

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位円)	
			改正後	改正前
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	990	950
	第1種電話柱	1本1年につき	880	850
	その他の柱類	1本1年につき	88	85
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,800	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	740	720
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,200	2,400
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	860	830
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	530	510
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,800	1,700
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	37	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	53	51
	外径が0.1メートル以上0.15	長さ1メートル1	79	77

	メートル未満のもの		年につき		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	110	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	160	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	210	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	370	360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	530	510
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	1,100	1,000
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,800	1,700
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,100	1,200
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	660	710
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,800	1,700
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	22	24
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	220	240
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	220	240
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,200	2,400
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	22	24
		その他のもの	1本1月につき	220	240
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	22	24
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	220	240
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,200	2,400
		その他のもの	1基1月につき	1,100	1,200
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	1,800	1,700
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートル1月につき	220	240	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占有面積1平方メートル1月につき	180	170	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	

※Aは、近傍類似の土地の時価を表すもの

(令和7年4月1日から施行)

議案第42号 豊橋市海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(農業支援課)

海岸占用料の額の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○ 占用料の変更

占用の種類	区分		単位	占用料(単位円)	
				改正後	改正前
柱類を設置する場合	電柱	第1種電柱	1本1年につき	990	950
	その他の柱類		1本1年につき	88	85

(令和7年4月1日から施行)

議案第43号 豊橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

(建築指導課)

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号。令和6年5月15日公布）による流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正により、条例で引用する法律の名称の変更及び法の項が繰り下げられたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

○ 条例で引用する法律の名称の変更

改正後	改正前
物資の流通の効率化に関する法律	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

(令和7年4月1日から施行)

議案第44号 豊橋市営住宅条例の一部を改正する条例

(住宅課)

市営住宅の入居の手続の際に連帯保証人を必要とすることを廃止し、及び子育て世帯向け市営住宅の賃貸借契約の期間を延長することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、現行条例の一部を改正するもの

1 連帯保証人の廃止

市営住宅の入居の手続の際に必要なであった連帯保証人（市内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認めるもの）1名の賃貸借契約書への連署を不要とする。

2 子育て世帯向け市営住宅の賃貸借契約の期間の延長

子育て世帯向け市営住宅に入居することができる者（入居の申込みをする際現に小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、かつ、その子を扶養している者）の子育て世帯向け市営住宅の賃貸借契約の期間を、次のとおり延長する。

改正後	改正前
市長が指定する入居の日から申込みをする際現に同居し、かつ、扶養している最年少の子が <u>18歳</u> に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで	市長が指定する入居の日から申込みをする際現に同居し、かつ、扶養している最年少の子が <u>15歳</u> に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで

(令和7年4月1日から施行)

議案第45号 豊橋市下水道条例の一部を改正する条例

(上下水道局総務課)

アナログ規制の見直しにより、排水設備等の新設等の工事に係る排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有する者の常駐・専任規制を緩和するほか、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 アナログ規制の見直し

改正後	改正前
排水設備等の新設等の工事は、管理者が行う場合を除き、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有する者が <u>選任する業者</u> として管理者が定めるところにより指定したもの(以下「排水設備指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。	排水設備等の新設等の工事は、管理者が行う場合を除き、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有する者が <u>専属する業者</u> として管理者が定めるところにより指定したもの(以下「排水設備指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。

2 下水道法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第2号。令和6年1月4日公布)の施行に伴う規定の整備

改正後	改正前
大腸菌数	大腸菌群数

(令和7年4月1日から施行)

議案第46号 豊橋市消防団条例の一部を改正する条例

(消防本部総務課)

消防団員の定員を改正するため、現行条例の一部を改正するもの

○ 消防団員の定員

改正後	改正前	増 減
1, 0 1 9人	1, 1 1 9人	▲100人

(令和7年4月1日から施行)

議案第47号 豊橋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(消防本部総務課)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号。令和6年12月27日公布）の施行に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○ 支給金額の引上げ

退職報償金の支給について、勤続年数35年以上の区分を設けるもの

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	<u>35年以上</u>
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 <u>1,079,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>

(下線部分は、新設部分)

(令和7年4月1日以後の退職者から適用)

〔 単 行 案 〕

議案第 4 8 号 市道の路線廃止について
(三ノ輪町 4 3 号線以下 5 路線)

(土木管理課)

議案第 4 9 号 市道の路線認定について
(牟呂町 1 1 4 号線以下 1 2 路線)

(土木管理課)

議案第50号 工事請負契約締結について

(契約検査課・資源化センター)

1	工 事 名	1・2号炉維持整備工事（令和7年度）
2	工 事 内 容	熱分解設備、熱分解物分別設備、燃焼溶融設備
3	決定年月日	令和7年2月3日
4	契約価格	154,550,000円
	（予定価格	163,163,000円）
	決定率	94.7%
5	請 負 人	JFE環境テクノロジー（株）
6	契約方法	随意契約

議案第51号 工事請負契約締結について

(契約検査課・道路建設課)

1	工 事 名	豊橋新城スマートIC（仮称）橋梁上部工事
2	工 事 内 容	・橋梁上部工 PCコンポ橋（ポストテンション方式単純合成桁橋） L=36.5m、W=15.5m 橋梁附属物工 一式 コンクリート橋足場等設置工 一式 仮設工 一式
3	落札年月日	令和7年2月7日
4	契約価格	256,080,000円
	（予定価格	275,040,700円）
	落札率	93.1%
5	請 負 人	（株）IHIインフラ建設中部支店
6	契約方法	一般競争入札（総合評価落札方式）（応札2社）

議案第52号 物品購入契約締結について

(契約検査課・生活衛生課)

1	物 品 名	ステンレスケージ
2	数 量	90台
3	落札年月日	令和7年2月3日
4	契約価格	23,100,000円
5	購 入 先	中北薬品(株)豊橋支店
6	契約方法	一般競争入札(応札2社)

議案第53号 議決事項中変更について

(令和4年第99号議決 工事請負契約締結について(豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業建設工事))

(施設建設室)

令和4年9月30日締結の豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約について、議決事項中契約価格の変更を求めるもの

1 変更前契約価格	41,891,300,000円
変更後契約価格	41,970,500,000円
(差引き)	79,200,000円増

2 変更理由及び内容

建設用地内で土壌汚染が判明したことから、汚染土の除去、運搬、処分等が必要になったことにより、契約変更をするもの

3 請負人 日鉄エンジニアリング・大林組・神野建設特定建設工事共同企業体

議案第54号 包括外部監査契約の締結について

(行政課)

地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和7年4月1日
- 3 契約の金額 11,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 北川裕和 (公認会計士)

議案第55号 東三河広域連合規約の変更について

(政策企画課)

東三河広域連合が処理する事務を変更することに伴い、広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもの

○ 東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき実施する事務

変更後	変更前
<ul style="list-style-type: none">・東三河住民の交流拡大に関する事・東三河の魅力発信に関する事・東三河での就業の理解促進に関する事・若者に対するチャレンジの機会提供に関する事	<ul style="list-style-type: none">・東三河特産品の販路拡大に関する事・若い世代の転出の抑制に関する事・若者等の人材還流に関する事・地域産業を担う人材の育成支援に関する事

(令和7年4月1日から施行)

[報 告]

報告第5号 専決処分の報告について

(契約検査課・道路建設課・保育課・「スポーツのまち」づくり課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和7年1月31日
(2) 変更する議決 令和5年第85号議決
工事請負契約締結について(明海大橋(仮称)橋梁下部工事)
(3) 変更内容

契約価格	変更前	663,358,300円(※)
	変更後	678,164,300円
	差引き	14,806,000円

・鋼矢板打込機の規格の変更等のため

(※) 令和6年議案第53号(議決事項中変更について)において、変更した後の価格

- 2 (1) 専決年月日 令和7年1月31日
(2) 変更する議決 令和5年第148号議決
工事請負契約締結について(つつじが丘保育園(仮称)建設工事)
(3) 変更内容

契約価格	変更前	453,200,000円
	変更後	440,225,500円
	差引き	▲12,974,500円

・準不燃化塗料の数量の変更のため

- 3 (1) 専決年月日 令和7年2月5日
 (2) 変更する議決 令和6年第65号議決
 工事請負契約締結について（豊橋市民球場スコアボード取替
 工事）

(3) 変更内容

契約価格	変更前	269,500,000円
	変更後	272,012,400円
	差引き	2,512,400円

・既設コンクリート基礎の天端の調整を追加する変更等のため

- 4 (1) 専決年月日 令和7年2月12日
 (2) 変更する議決 令和5年第148号議決
 工事請負契約締結について（つつじが丘保育園（仮称）建設
 工事）

(3) 変更内容

契約価格	変更前	440,225,500円（※）
	変更後	452,650,000円
	差引き	12,424,500円

・床下空調の仕様の変更等のため

（※）令和7年報告第5号2（専決処分の報告について）において、変更した後の価格

報告第6号 専決処分の報告について

(土木管理課・資源化センター)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和7年2月5日
(2) 損害賠償の額 67,692円
(3) 事故の概況 令和6年10月3日午後1時50分頃、豊橋市植田町字池下13番2地先の路上において、本市職員（建設部土木管理課）の運転する軽乗用自動車が進んだところ、相手方所有の軽乗用自動車が一時停止を怠り交差点に進入したため、相手方車両と衝突したもの
(豊橋市過失割合 20%)

- 2 (1) 専決年月日 令和7年2月5日
(2) 損害賠償の額 79,596円
(3) 事故の概況 令和6年10月20日午後6時頃から同月21日午後6時頃までの間に、豊橋市西岩田三丁目7番16地内において、根本部分が腐食していた道路反射鏡が倒れ、相手方所有のフェンスを損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 3 (1) 専決年月日 令和7年2月7日
(2) 損害賠償の額 144,001円
(3) 事故の概況 令和6年12月16日午前10時頃、資源化センター東工場棟内において、本市職員（環境部資源化センター）が相手方所有の小型貨物自動車の荷台からショベルローダーにより荷下ろしをしていたところ、ショベル部分が相手方車両に接触したことにより、当該車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 4 (1) 専決年月日 令和7年2月7日
- (2) 損害賠償の額 335,610円
- (3) 事故の概況 令和6年12月16日午前11時10分頃、資源化センター東工場棟内において、本市職員（環境部資源化センター）の運転するショベルローダーが後退したところ、荷下ろしをしようとして停車していた相手方所有の小型貨物自動車に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)